業務委託契約書 (案)

1. 業務名 大和高田市立小中学校・幼稚園の植木剪定等業務委託

2. 履行場所 片塩小学校 奈良県大和高田市旭北町2-1

高田小学校 奈良県大和高田市大中東町5-15

土庫小学校 奈良県大和高田市土庫3-2-61

磐園小学校 奈良県大和高田市大字有井1

陵西小学校 奈良県大和高田市大字池田3

菅原小学校 奈良県大和高田市大字根成柿436

浮孔西小学校 奈良県大和高田市曽大根1-5-1

高田中学校 奈良県大和高田市大中東町5-48

片塩中学校 奈良県大和高田市中三倉堂2-9-28

高田西中学校 奈良県大和高田市大字池田330

片塩幼稚園 奈良県大和高田市旭北町2-4

浮孔幼稚園 奈良県大和高田市蔵之宮1-30

磐園幼稚園 奈良県大和高田市大字有井19

陵西幼稚園 奈良県大和高田市大字池田2-2

菅原幼稚園 奈良県大和高田市大字吉井340-1

浮孔西幼稚園 奈良県大和高田市曽大根1-8-1

3. 履行期限 令和7年12月26日(金)

4. 契約金額 金 円 (消費税等込)

5. 契約保証金 免除

頭書業務の委託について委託者 大和高田市(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)との間において、次の条項により委託契約を締結する。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印の上、各1通を保有する。

(甲) 奈良県大和高田市大字大中98番地4 大和高田市 大和高田市長 堀 内 大 造

(乙)

(総則)

- 第1条 乙は、別紙「仕様書」(付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。)に 基づき、植木剪定等業務委託(以下「委託業務」という。)の実施を頭書の契約金額をもっ て、頭書の履行期限までに完了しなければならない。
- 2 前項の「仕様書等」に記載のない事項について、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、 又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けた ときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務について報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止する ことができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲 乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を受けたときは、甲は、そ の損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金額は、甲乙協議して定める。

(契約期限の延長)

第6条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、履行期限内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

(報告)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了した旨を報告しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条に定める報告を受けた後、業務の検査を行い、業務の完了を確認しなけれ ばならない。 (業務委託料の支払)

- 第9条 乙は、検査に合格した後、契約金額を適法な請求書により甲に対して請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に乙に対して支払わなければならない。

(損害の回復に要する費用の負担)

- 第10条 委託業務の履行に伴い、乙が甲又は第三者に与えた損害を回復するために必要な費用は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害を回復するために必要な費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に定める費用の額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

- 第11条 乙の責めに帰する事由により、履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、甲は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金の額は、前項の規定により履行期限を延長した日数に応じ、契約金額に年2. 5パーセントの率を乗じて得た額とする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
 - (2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
 - (3) 正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は 暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。
 - ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不

正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接 的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる とき。
- オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 下請契約、購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その 相手方がアから力までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を 締結したと認められるとき。
- ク 下請契約等に当たり、アから力までのいずれかに該当する者と知らずにその相手方 としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、こ れに従わなかったとき。
- ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の100分 の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

- 第14条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規 定する課徴金納付命令)が確定したとき。
 - (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負 わない。

(賠償金)

第15条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(乙の契約解除権)

- 第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面を提出することにより 契約を解除することができる。
 - (1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたとき は、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、 甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的 合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。